

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|------------|
| 氏名 | 西崎 昭一 |
| 所属又は職業等 | 新深浦町漁業協同組合 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

青森県日本海南部海域におけるたら固定式刺し網漁業を操業し、マダラを漁獲している。また、岩崎・舳作地区のたら固定式刺し網漁業代表として、周辺海域における漁場の有効利用のため、関係漁業者間で協定を結ぶなど地区代表者としての役割も担っている。

本種は、生態系において高次の底魚であり、一度、資源が崩壊してしまうとなかなか回復しづらいものなので、都道府県や漁業種類を跨いだ広域的な資源管理が重要であると考えている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

マダラ本州日本海北部系群は、青森県ではその漁獲量を、翌月頃までに収集される体制が整備されている。

しかしながら、全域的な漁獲量をリアルタイムで報告する体制が整備されていないことから、TAC数量配分がされた場合、混乱が予想される。

スマート水産業事業等による体制の整備が急務である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価は過去の漁獲実績をベースに算出されているが、本県では、各地区の資源管理計画において、本種のさし網漁業、一本釣り漁業、はえ縄漁業における休漁の設定、底建網漁業における禁漁期間の設定等、従前から「獲り控え」による資源管理に取り組んでいた。

今般の資源評価結果が「過小評価」となっている可能性もあるので、これらを考慮する必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現段階では、「浜の印象」としても、本種の系群分けは概ね正しいものであると考える。
しかしながら、本県は極めて近い距離で本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群という、3つの系群・グループが隣接しており、海洋環境の変動によっては、これらの資源交流が進む可能性があるため、適切に資源評価するとともに、臨機応変に、資源状況の変動に伴って資源管理方法を変えていく必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

来遊状況の変動によって、「我慢の程度」が不公平にならないよう、融通等による各都道府県の漁獲枠の調整について、水産庁が積極的に関与して欲しい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

②のとおり

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

青森県では、権現崎沖のさし網漁業でもマダラが漁獲されていることから、当該地域の意見も聞くべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

新たな資源管理の推進においては、沿岸漁業はまだ数量管理に不慣れであり、混乱が生じないか懸念される。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

新たな資源管理の推進においては、沿岸漁業はまだ数量管理に不慣れであり、

混乱が生じる恐れがあるので、丁寧な説明とともに進めていただきたい。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|-----------------|
| 氏名 | 藤田 博英 |
| 所属又は職業等 | 秋田県沖合底曳網漁業協議会会長 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

秋田県では、主に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、定置網漁業、延縄漁業でマダラを漁獲しており、近年3漁期年を通じてハタハタに次ぐ主要魚種である。漁獲量は豊漁期と若干の不漁期を繰り返しているが、資源状態は悪くないと思われる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁協の市場にほぼ水揚げされているので、漁獲量については漁協で把握されている。漁協を通じて県に電子的な報告を行う体制を整備していく。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

海洋環境の変化による、漁期、漁場の変化が生じている。漁獲量だけから資源状況を把握することは困難である。資源管理については底びき網、定置網、刺網、釣・延縄漁業において平等に行っていただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

| |
|--|
| |
|--|

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

底びき船においては、混獲される時期もあり、マダラを避けて操業することは不可能である。そのため漁獲制限は休漁するしかなくなってしまうこととなりかねない。特定の漁業種類だけでなく、マダラ資源を漁獲する全ての漁業者に対し説明、理解をしていただき、漁業経営に影響を与えるような、急激な漁獲量の規制が生じないように、柔軟な数量管理を検討いただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域
漁業種類：底びき網、定置網、刺網、釣、延縄漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理を推進、実行していくことは重要であるが、急激な規制を行わないよう、漁業者及び関係者等に経営の圧迫が生じないようお願いしたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|----------------|
| 氏名 | 西村 盛 |
| 所属又は職業等 | 山形県漁業協同組合 専務理事 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

山形県におけるマダラの水揚げは、5カ年平均で429トン、131百万円で推移している。これは、当県水揚の重量ベース、金額ベースでそれぞれ7.8%、4.3%を占めており、当県漁業において重要魚種となっている。
このことから、本資源の動向は、当県の漁家経営はもちろんのこと、漁協経営にも大きく影響する。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

当県は一県一漁協であり、全支所において単一の販売システムを活用しているため、全ての拠点港で水揚げされた数量等データは、競りを行った次の日午前には集計が可能である。よって、本県においては漁獲報告の収集体制になんら問題はないと考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

| |
|--|
| |
|--|

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

| |
|--|
| |
|--|

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

現在、漁業者の自主的資源管理の取組みにより、漁獲実績は低く抑えられており、本県の漁獲実績は本来の資源量を表したものではないことから、漁獲数量を割り当てる際に漁獲実績を基準として考えることは不適であると考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

主にマダラを漁獲する底曳網漁業者が、自ら漁場利用開始時刻を取り決めて操業している。また、輪番による操業（特定の海域で漁業者が操業する順番を決めて操業すること）を実施している地域もある（近年は漁場の変化により、輪番制の効果が薄れてきていることから、輪番制は採用していない）。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

底曳網漁業（大臣許可、知事許可）、飛島周辺における刺し網漁業（知事許可）
なお、山形県においては、ごく少量ではあるが、漁業権漁業である刺し網漁業、定置網漁業、はえ縄漁業においてもマダラの漁獲がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量管理とするのであれば、知事管理区分と大臣管理区分に分けられると想定しているが、本件には大臣許可と知事許可が混在しており、操業形態は同一であることから、数量配分にあたっては不平等がないよう留意いただきたい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

本県において主にマダラを漁獲する漁業種類は、底曳網漁業であり、マダラの水揚げが漁家経営に大きく影響する。

本県の漁業者は自主規制をもって、旬であっても操業開始時刻を制限したり、旬ではない時期には漁場を変えて獲らないようにしたり、工夫を凝らしながら資源を利用している状況にある。したがって、本県の漁獲実績は本来の資源量を表したものではないことから、漁獲実績が漁獲割当てとなることは認め難い。ついては、漁家経営に深刻な影響がないよう最大限の配慮を賜りたい。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|-----------------|
| 氏名 | 多田 好正 |
| 所属又は職業等 | 内海府漁業生産組合 組合長理事 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

生産者によって個体を計測して出荷するのと、計測しないで出荷する場合があります、統一していないので漁獲数量を伝票で管理するのが困難である。
個体が痛んでいて出荷できず、魚卵、白子だけ出荷する場合、その魚卵、白子で一個体とカウントする場合、個体の大きさを割り出すのが生産者、漁協の管理としても困難である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

定置網は混獲で水揚げされる為、選別作業に時間が費やされる負担もあり、少量の場合は一尾ずつ計測は可能であるが、トンの量で漁獲した場合での計測は困難であるので、漁獲数量の管理が難しいと思われる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

佐渡のみならず他地域での後継者不足は深刻であると考えられるので、現時点は勿論の事、これから水産業を担う若者達への負担増があるならば、導入には納得できない部分がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

水産資源を守り、後世の人達へ受け継ぐ取り組みとしては、大変重要な取り組みである事は理解するが、生産者の生活に影響を及ぼす様な漁獲制限には反対であるので、他県を含めよく精査した上で漁獲シナリオを考えて欲しい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

定置網は混獲漁法である為、放流に関しては、非常に時間と労力を費やし大変困難を極める。そしてタラの場合、深海魚の為に浮袋が膨らみ、放流しようと思っても海面に浮いている状態になり、網から出しても海鳥の餌食になる。融通措置を柔軟で迅速なやり方にしないと、生産者としては不安と隣り合わせで操業をしなくてはならない。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

定置網は固定式漁法である為、移動が不可能な事、網の目合変更も困難である為、混獲で入るのは仕方がない部分である。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

日本の西側地区の意見を含め、他県の意見を参考にすべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

他県の漁業種類を分類
定置網（混獲漁法）と刺し網、底引き等（専獲漁法）の分類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

定置網は固定式であり混獲漁業である事から、自然に入網して来る魚に対して防ぎ様がない現実があるので、できる部分での協力はするが、強制的な管理については考慮をして欲しい。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|------------------|
| 氏名 | 富樫 聡 |
| 所属又は職業等 | 新潟漁業協同組合山北支所 支部長 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

現状、小型底曳網漁業に於いてマダラを採捕しているが資源量が減少しているとは感じない。然しながら、2019年の3歳魚資源量を見ると不安な面も見える為、手遅れになる前に資源管理に取り組むことも必要と感じた。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁協の販売システムを活用して確認。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

特になし。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

特になし。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

新潟・山形では1月から本格的にマダラ漁が行われる事から、1月から数量管理を実施する事が望ましい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

体長制限は漁法上困難である。
クロマグロ同様に遊漁船に於ける採捕の数量管理も必要と考える。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特になし。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

特になし。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

底曳網、定置網、刺網、延縄及び遊漁船。

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

特になし。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海系群

2. 参考人

| | |
|---------|---|
| 氏名 | 笹波 守勝 |
| 所属又は職業等 | 八栄丸 船主船頭 第22期石川海区漁業調整委員会 委員 石川県底曳網漁業組合 理事 石川県底曳網漁業組合船長会 会長 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当該対象資源は、狙い魚種ではないものの、底びき網の主対象資源である、ズワイガニ、カレイ類、ホッコクアカエビなどのいずれの魚種狙いの操業であっても同時に入網するため、周年水揚げされる。

そのため、マダラ以外の主対象資源を対象として操業を行っているにも関わらず、マダラの漁獲数量の上限によって操業を中止せざるを得ないということが起こりうるため、そのようなことにならないような柔軟な管理が必要。

なお、底びき網以外でも幅広く漁獲され（刺し網、はえ縄、定置網）、特に隻数が非常に多い刺し網や、自由漁業であるはえ縄での狙い操業での漁獲が県内マダラ漁獲量の4割程度を占めることから、漁獲実態は多様かつ把握が難しく、混獲での水揚げと狙い操業での水揚げが混在する。県内での管理の面でもよく現場の実態を把握し、漁業調整も念頭においた管理方策が必須であり、国のみならず、業界団体、各県行政が密に現場漁業者と話をしながら進めていく必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

基本的に市場を通しての出荷であり、漁獲報告の収集体制に問題はないと思うが、自由漁業も多いため、再度確認は必要。（本県のみならず自由漁業による漁獲が多い資源）

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

石川県で漁獲される当該資源は、朝鮮半島生まれと東北海域生まれの2つの集団で構成されている可能性があり、資源評価上石川県の漁獲量はこの混じり

をどう考慮するのか、現場でも系群別の判別ができない。また、異なる系群であるため、特に朝鮮半島生まれの資源が上向きである場合には、他県に比べ配分数量の不足に陥る可能性を懸念。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

関係漁業種類が多岐にわたり、管理区分が細分化されることが想定されることから、国全体で足りていても特定の区分で不足が生じる可能性が高まるため、単純にTAC総量がこれまでの漁獲実績を満たしていればよいということではなく、実際の運用まで考えてシナリオを決定する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

②に同じ。特に本県における漁獲量の多い地域は能登半島より西部の海域であり、朝鮮半島生まれの系群が混じるため、どのような数量配分、管理をするのか慎重に検討が必要。

また、底びき網と同程度に、刺し網漁業、はえ縄漁業による漁獲があるため、これら専獲の漁業種類と、混獲である底びき漁業が混在することからも、管理、漁業調整の面でも時間をかけてよく関係漁業者の意見を聞き、検討が必要。出来る漁業種類だけで管理を先行して強いることがないようにすべき。

特に底びき網については、年中どこでも漁獲されるため、混獲魚種により、ズワイガニやホッコクアカエビといった主対象資源が漁獲中止となるような管理とならないよう十分に管理体制を検討すべき。

特に⑤で示すような先行した自主管理をこれまでしてきた結果水揚げ実績が減少傾向にあることを、数量配分の際には十分考慮してもらいたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

底びき網、定置網：休漁期間の設定

刺し網、はえ縄：（輪島地区での例）

①漁具制限・・・縄、針数を従来の1/3～1/2

②出漁日数の制限・・・従来の1/2

③1日あたりの水揚げ量制限・・・従来の1/3～1/2（20～25トン/日）

④小型魚保護・・・網目の拡大で3kg以上個体を主体に水揚げ

なお、投網してから2～3時間で網揚げし、「止め網」の禁止

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特に自由漁業の多い地域について、その実態と数量把握、管理体制について十分に調査、現場理解を得る必要がある。

また特に石川県では全国からの流通量が多いため、消費地市場関係者、流通関係者にも意見を聞くべき。真面目に取り組む地域とそうでない地域とが混在し、同じ扱いで市場流通することになると、漁業者の資源管理への理解は絶対に得られない。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

混獲魚種であり、かつ異なる系群が混ざる県における数量管理についてどのように考えているのか国の考え方を説明してもらいたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

系群が混ざる県をどのように管理対象として位置づけるのか。
また自由漁業が主体であっても、数量が多いため、管理対象から外すことなく、不公平感が生じないように管理すべき。また底びき網漁業であっても沖底、小底と同一海域で操業実態も変わらないため、同時に管理を進めるべき。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ本州日本海北部系群

2. 参考人

| | |
|---------|-----------------------|
| 氏名 | 富岡 啓二 |
| 所属又は職業等 | 一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事 |

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

沖合底びき網漁業では狙った漁獲は限定的であり、多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため、操業そのものを控えざるを得ない等支障が出ることを強く懸念。

このため、まずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すると共に、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

また、資源管理の推進に当たっては当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組むことが必要。

当該資源について沖合底びき網漁業における操業をみると、沖合底びき網漁業での漁獲割合は 11%程度と低く（小型底びき網 36%、刺し網 27%、釣・はえ縄 15%、定置 10%）、青森県西部、秋田県での操業で混獲（それぞれの地区を基地とする沖合底びき網の総漁獲量の 3%、19%水揚げ金額の 3%、10%程度）として採捕されている実態。

また、当該資源の近年の漁獲量は 2,600 トン程度、我が国の総漁獲量の 0.1%程度と極めて小さく、国として数量管理を行う必然性について疑念。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

自由漁業による漁獲や市場外流通も見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑念。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記（１）のとおり

なお、日本海では当該系群のほか日本海西部系群が存在しており、石川県周辺ではこの二つの集団が漁獲されている可能性も否定できず、これに対する評価、配分も大きな課題と思慮。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては7月～8月が禁漁となっている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

青森県（西部）から石川県における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は日本海北部から中部の沿岸漁業において多く利用されている資源であることから関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記（１）の課題を整理し漁業者の理解を得た上でステークホルダー会合を開催すべきでは。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

自由漁業も含め資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

マダラの流通を踏まえれば、仮に数量管理を実施するのであれば管理開始の時期は一律で行うべきと思慮。